児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富

# 栃木県条例第二十七号

# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条—第二十二条)

第二章 助産施設 (第二十三条—第二十六条)

第三章 乳児院(第二十七条—第三十六条)

第四章 母子生活支援施設 (第三十七条—第四十五条)

第五章 保育所 (第四十六条—第五十四条)

第六章 児童厚生施設 (第五十五条—第五十八条)

第七章 児童養護施設 (第五十九条—第六十八条)

第八章 福祉型障害児入所施設(第六十九条—第七十七条)

第九章 医療型障害児入所施設 (第七十八条—第八十二条)

第十章 福祉型児童発達支援センター (第八十三条 -第八十八条)

第十一章 医療型児童発達支援センター (第八十九条--第九十二条)

第十二章 情緒障害児短期治療施設(第九十三条—第百条)

第十三章 児童自立支援施設(第百一条—第百十一条)

第十四章 児童家庭支援センター (第百十二条—第百十四条)

第十五章 雑則 (第百十五条)

附則

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。 以下 「法」という。

四十五条第一項の規定に基づき、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものと

する。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的)

第三条 訓練を受けた職員の指導により、 祉施設に入所している者が、 ことを保障するものとする。 0) 条例 で定める基準 明るくて、 以下 心身ともに健やかにして、 「最低基準」 衛生的な環境におい とい う。  $\overline{\phantom{a}}$ 社会に適応するよう育成される て、 は、 素養があ 知 事の 監督に属する児童 ŋ か く, 適切な

(最低基準の向上)

第四条 Ļ 最低基準を超えて、 知事は、 栃木県社会福祉審議会の意見を聴き、 その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 その監督に属する児童福 祉施設に 対

2 県は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第五条 ない。 児童福祉施設は、 最低基準を超えて、 常にその設備及び運営を向上させなけ れ ば なら

を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

2

最低基準を超えて、

設備を有

又は運営をし

て

11

る児童福祉施設におい

ては、

最低基

(児童福祉施設の一般原則)

第六条 児童福祉施設は、 入所している者の人権に十分配慮するとともに、 \_\_ 人 人  $\mathcal{O}$ 人格を

尊重して、その運営を行わなければならない。

2 その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない 児童福祉施設は、 地域社会との交流及び連携を図 り、 児童の 保護者及び 地域社会に対し、

3 めなければならない。 児童福祉施設は、 その運営の内容について、 自ら評価を行い、 その 結果を公表するよう努

4 なければ 児童福祉施設には、 ならない。 法に定めるそれぞれの施設  $\mathcal{O}$ 目 的を達成するために必要な設備を設

5 する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 児童福祉施設の構造設備は、 採光、 換気等入所 している者の保健衛生及びこれ らの者に対

(非常災害対策)

第七条 う。 る者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければ )に備えるため、 児童福祉施設は、 周辺の地域の環境及び入所している者の特性等を踏まえ、 震災、 風水害、 火災その 他  $\mathcal{O}$ 非常災害 (以 下 「非常災害」 入所してい لح

らな

2 連携並びに入所してい 員、入所して 児童福祉施設は、 いる者等に周知しなければならない 前 くる者の 項の計画に基づき、 円滑な避難誘導に必要な体制を整備 非常災害時  $\vec{O}$ 関係機関  $\sim$ į 0 通報及び関係機 これらを定期 的 関との に

3 設けるとともに、 児童福祉施設は、 非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。 軽便消火器等の消火用具、 非常口その他非常災害に際し て必要な設備

4 児童福祉施設 は、 前 項 0 訓 練の うち避難及び消火  $\mathcal{O}$ 訓練は、 毎月一 口 以 上行わな け れ ば な

らない。

5 らない 児童福 祉施設は、 第 項 0 計画を定期的に検証し、 必要に応じて見直しを行わなけ れ ば な

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

八条 人間性と倫理観を備え、 児童福 祉施設に入所 児童福祉事業に熱意の してい る者 0 保護に従事する職員 ある者であっ て、 は できる限 健 全な心 身を有 ŋ /児童福 祉事業の カコ な

理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 成するために必要な知識及び技能の修得、 児童福祉施設 の職員は、 常に自己研鑽に励み、 維持及び向上に努めなけ 法に定 んめるそ れ ればならな ぞ ħ  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 目 的 を達

2 ない 児童福祉施設は、 職員に対 その資質の向上のため の研修の機会を確保しなけ れ ば な

(他の社会福 祉施設を併せて設置するときの 設備及び 職員 0 基準)

第十条 福祉施設の設備及び職員の る者の保護に直接従事する職員に ることができる。 児童福祉施設は、 ただし、 他の社会福祉施設を併せて設置するときは、 入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所して 一部を、 つい 併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせ ては、 この限りでない 必要に応じ、 当該児童

(入所している者を平等に取り扱う原則)

第十一条 する費用負担 児童福祉施設においては、 の有無によっ て、 差別的取扱い 入所して V をしてはならない。 る者  $\bar{o}$ 国籍 信条、 社会的身分又は 入所に

(虐待等の禁止)

第十二条 児童福祉施設  $\mathcal{O}$ 職員 は、 入所 ĺ て い る児童に対 Ļ 法第三十三条の 十各号に掲げ Ź

行為その 他当該児童 の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉の い う。 をとるときは、 以下同じ。 児童福祉施設の長は、 身体的苦痛を与え、 に対 Ļ 法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であ 入所 人格を辱める等その権限を濫用してはならな L て いる児童等 (法第三十三条の七 に規定する児 ために必要な措置 産等を

(人権の擁護等に関する措置)

第十四条 置その: 措置を講ずるよう努め の必要な体制 児童福祉施設 なけ 0 は 整備を行うとともに、 入所し ればならない てい 、る者の 人権 その 0 擁護、 職員に対する研 虐 待  $\mathcal{O}$ 防 止等 修の実施その  $\mathcal{O}$ ため、 他の 責任者 必要な 0 設

(衛生管理等)

第十五条 11 て、 衛生的な管理に努め、 児童福祉施設は、 入所し 衛生上必要な措置を講じなけ てい る者の 使用する設備、 れ ばなら 食器等及び飲 な 用 に供する水に

- 2 ように必要な措置を講ずるよう努めなければならない 児童福祉施設は、 当該児童福祉施設にお 1 て感染症又は 食中毒が発生し、 又はまん延し な
- 3 者の希望等を勘案して、 は清しきしなければならない 児童福祉施設 (助産施設、 清潔を保持することができるよう、 保育所及び児童厚生施設を除く。 入所している者を入浴させ、  $\overline{\phantom{a}}$ に お V ては、 入所 してい 又 る
- 4 に行わなければならない。 児童福祉施設には、 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、 それらの管理を適正

(食事)

- 第十六条 当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を いる者に食事を提供するときは、 により行わなければならない。 児童福祉施設 (助産施設を除く。 当該児童福祉施設内で調理する方法 以下この 項におい て同じ。 (第十条の規定により において、 入所 7
- 2 ない。 り変化に富み、 児童福祉施設において、 入所 している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなけ 入所している者に食事を提供するときは、 その献立は、 ればなら できる限
- 3 ている者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない 食事は、 前項に定めるも ののほか、 食品 の種類及び調理方法につい て、 栄養並び に入所
- 4 を対象として家庭的な環境の下で調理を行うときは、この限りでない。 調理は、 あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ただし、 少 数 の児童
- 5 ない。 児童福祉施設は、 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなけ れ ば

(入所した者及び職員の健康診断)

- 第十七条 六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 に二回の定期の健康診断 下この条にお 児童福祉施設 いて同じ。 (児童厚生施設及び児童家庭支援センター )の長は、 及び臨時の健康診断を、 入所した者に対し、 学校保健安全法 入所時の健康診断、 -を除く。 (昭和三十三年法律第五 第四項を除き、 少なくとも一年
- 2 当すると認めら た場合であっ を把握し 児童福祉施設の長は、 この場合において、 なけ て、 れ ばならな れるときは、 当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一 児童福祉施設の長は、 前項の規定にかかわらず、 同欄に掲げ る健康診断の全部又は それぞれ同表の 次の表の上欄に掲げる健康診断が行 上欄に掲げ 一部を行 わな る健康診断 ことが 部に の結果 わ れ

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時
童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨

3

一項

 $\mathcal{O}$ 

健

康診断

を行

った

医師

は、

必要な事項を母子健康手帳又は入所

んした者

 $\mathcal{O}$ 

健

康を記

告しなければ 録 する表 は保育の実施の解除又は停止その他の必要な手続をとることを、 に 記 ならな 入するととも に、 必要に 応じ、 入所 の措置又は 助産 の実施、 児童福祉施設の長に 母子保護の 実施若 勧

4 0 V 児童福祉施設の て、 な注意を払わなけ 職員の 健康診断に当たっ ればならない 7 は、 特 12 入所し てい る者の食事を調理する者

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十八条 た金銭を、 金」という。 援施設は、 乳児院、 管理しなければならない。 当該施設の設置者が入所している児童に係る知事が定める給付金 の支給を受けたときは、 児童養護施設、 障害児入所施設、 次に掲げるところにより、 情緒障害児短期治療施設及 給付金として支払を受け び児童 以下 自立支

- む。 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの 「当該児童に係る金銭」 という。 をその 他の財 (これら 産と区分すること。  $\mathcal{O}$ 運用に より 生じ た収益を含
- 当該児童に係る金銭 を給付金の支給の趣旨に従っ て用い ること。
- 三 当該児童に係る金銭の 収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 兀 当該児童が退所 した場合には、 速やかに、 当該児童に係る金銭を当該児童に取得させる

(児童福祉施設内部の規程)

第十九条 らない。 児童福祉施設は、 次に掲げる事項のうち必要な事項に っつい て規程を定めなけ れ ば な

- 入所している者の援助に関する事項
- 一 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第二十条 児童福祉施設には、 職員、 財 産、 収支及び入所している者の処遇の状況を明ら か 12

する帳簿を整備しておかなければならない

(秘密保持等)

第二十一条 児童福祉施設  $\mathcal{O}$ 職員 は、 正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその

家族の秘密を漏ら てはなら ない

2 その家族 児童福祉施設は、 0 秘密を漏らすことがないよう、 職員であ った者が 正当な理由がなく、 必要な措置を講じ なけ その業務上知り得た利 ればなら ない 用者又 は

(苦情への対応)

第二十二条 な措置を講じなけ の苦情に迅速かつ適切に対応するため 児童福祉施設は、 ればならない。 その 行った援助に関する入所してい に、 苦情を受け付けるため  $\mathcal{O}$ る者又はその保護者等 窓  $\Box$ 0) 設置そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ か 必 要 6

設 乳児院、 及び児童自立支援施設 児童養護施設、 は 障害児入所施設、 前項  $\mathcal{O}$ 必要な措置とし 児童発達支援セン て、 苦情の タ 解決に当た 情緒障害児短期治療施 0 て、 当該児童福

2

祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

- 3 は、 児童福祉施設は、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない その行った援助に関し、 県又は市町村から指導又は助言を受けた場合
- 4 らない。 適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければな 児童福祉施設は、 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運

# 第二章 助産施設

(種類)

第二十三条 助産施設は、 第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

- 第一種助産施設とは、 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所
- である助産施設をいう。
- 3 第二種助産施設とは、 医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第二十四条 あるときは、 助産施設には、 その他の妊産婦を入所させることができる。 法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、 なお余裕の

(第二種助産施設の職員)

第二十五条 第二種助産施設には、 医療法に規定する職員のほ か、 人以上の専任又は嘱託の

助産師を置かなければならない。

2 らない。 第二種助産施設の嘱託医は、 産婦人科の診療に関して相当の経験を有する者でなけ れば

(第二種助産施設と異常分べん

第二十六条 は、 又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。 のあるときは、 この限りでない。 第二種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分べんをするおそれ 第二種助産施設の長は、速やかに、これを第一種助産施設その他適当な病院 ただし、 応急の処置を要するとき

# 第三章 乳児院

(設備の基準)

第二十七条 乳児院 (乳児又は幼児 (以下 「乳幼児」という。 十人未満を入所させる乳児院

を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- 寝室、 観察室、 診察室、 病室、 ほふく室、 相談室、 調理室、 浴室及び便所を設けるこ
- 寝室の面積は、 乳幼児一人当たり二・四七平方メートル以上とすること。
- 三観察室の面積は、 乳児一人当たり一・六五平方メートル以上とすること。

第二十八条 乳児院(乳幼児十 人未満を入所させる乳児院に限る。 の設備の基準 は、 次

おりとする。

- 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- 乳幼児一人当たり二・四七平方メー 乳幼児の養育のため の専用の室の 面積は、 トル以上とすること。 一室につき九 九 平方メ ル以上とし

(職員)

- 第二十九条 職員、 <u>ڻ</u> پ の全部を委託する乳児院にあっては、 には、 家庭支援専門相談員、 乳児院 小児科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、 (乳 3幼児十 栄養士及び調理員を置かなければならない。 人未満を入所させ 調理員を置かないことができる。 る 乳 児院を除 以下 この条に ただし、 看護師、 お 個 調理業務 V 別 対応 て 同
- 2 者でなければならな おいて乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する 家庭支援専門相談員は、 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、 乳児院 に
- 3 乳児院には、 心理療法を行う必要が 心理療法担当職員を置か あると認めら なけ れる乳幼児又はその保護者十 ればならない 人以上に心理療法を行
- 4 び集団 部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であ なければならない 心理療法担当職員は、 0 心理療法の技術を有するも 学校教育法 の又はこれと同等以上の能力を有すると認めら (昭和二十二年法律第二十六号) 0) 規定による大学 0 れる者 て個 人及 0
- 5 以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、 つき一人以上とする。 看護師の数は、 乳児及び満二歳に満たな ただし、 の乳児院に 1 つき七人を下ることはできない。 幼児おおむね 満三歳以上の幼児おおむね四 -・ 六 人につき一 人以 上 満二歳
- 6 児十一人以上を入所させる乳児院にはおおむね十人増すごとに一人以上、看護師を置か てこれに代えることができる。 ればなら 看護師は、 ない 保育士又は児童指導員 ただし、乳幼児十人を入所させる乳児院には二人以上、 (児童の生活指導を行う者をいう。 以下同じ。 乳幼 なけ
- 以上置かなけれ 前項に規定する保育士のほ ばならな か、 乳幼児二十人以下を入所させる乳児院には、 保育士を
- 第三十条 乳児院 相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。 (乳幼児十人未満を入所させる乳児院に限る。 は、 嘱託 医、 看 |護師、 家庭
- 2 てこれに代えることができる。 0 数は 七人以上とする。 ただし、 その一 人を除き、 保育士又は児童指導員をも 0

(乳児院の長の資格等)

第三十一条 高潔で識見が高 が行う乳 児院 乳児院の長は、 の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、 乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 次 の各号の V ずれ かに該当し、 か く, 厚生労働大臣が指定する者 人格が

医師

であ

0

て小児保健に関して学識経験を有する者

兀

- 社会福祉士の資格を有する者
- 三 乳児院の職員として三年以上勤務した者
- 2 乳児院の長は、 準を満たすもの 二年に一回以上、 厚生労働大臣が指定する者が行う資質の 向 上  $\mathcal{O}$ ため 0)

知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって規則で定める基

修を受けなければならない。

ただし、

やむを得ない理由があるときは、

この

限りでない

(養育)

- 第三十二条 格の形成に資することとなるものでなければならない。 乳児院における養育は、 乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、 その 人
- 2 る健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防処置を含むものとする。 浴、 養育の内容は、 入浴、 外気浴、 乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、 睡眠、 遊び及び運動のほか、 健康状態の 把握、 第十七条第一項に規定す 食事、 排せつ、 もく
- 3 られるよう行わなければならない。 乳児院における家庭環境の調整は、 乳幼児の家庭の状況に応じ、 親子関係の再構築等が 义

(乳児の観察)

第三十三条 況を観察しなければならない。 した日から、 乳児院 医師又は嘱託医が適当と認めた期間、 (乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。 これを観察室に入室させ、  $\smile$ におい ては、 その心身の状 乳児が入 所

(自立支援計画の策定)

第三十四条 ための計画を策定しなけ の乳幼児について、 乳児院 の長は、 当該乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、 ればならない。 第三十二条第一項の養育の目的を達成するため、 その自立を支援する 入所し て 11 る

(業務の質の評価等)

第三十五条 なければならない。 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、 乳児院は、 自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行う 常にその改善を図ら

(関係機関との連携)

第三十六条 市町村保健センターその他 乳児院の長は、 ればならない。 児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、 の関係機関等と密接に連携して、 乳幼児の養育及び家庭環 児童委員、

第四章 母子生活支援施設 境の調整に当たらなけ

(設備の基準)

第三十七条 母子生活支援施設の設備の基準は、 次のとおりとする。

- 母子室、 集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 母子室は、 これに調理設備、 浴室及び便所を設けることとし、 世帯に つき一室以上と

すること。

- 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上とすること。
- 兀 することができない等のため必要があるときは、 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、 付近にある保育所又は児童厚生施設を利用 保育所に準ずる設備を設けること
- 五 上を入所させる母子生活支援施設にあっては医務室及び静養室を設けること。 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設にあっ ては静養室を、 乳幼児三十

(職員)

第三十八条 を行う者をいう。 べき者を置かなければならない。 母子生活支援施設には、 以下同じ。 嘱託医、 母子支援員(母子生活支援施設にお 少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わる 1 て母子の生活支援

- 2 には、 心理療法を行う必要があると認められる母子十 心理療法担当職員を置かなければならない 人以上に心理療法を行う母子生活支援施設
- 3 もの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団 心理療法担当職員は、 学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若 0) 心理療法の技術を有する
- 4 子に当該支援を行う母子生活支援施設には、 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認め 個別対応職員を置かなければならな n
- 5 は二人以上、 母子支援員の数は、 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあっては三人以上とする 母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設に あ

母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあ

って

(母子生活支援施設の長の資格等)

6

年を指導する職員の数は、

は、

二人以上とする。

第三十九条 た者であって、 指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受け Ł のでなければならない 母子生活支援施設の長は、 人格が高潔で識見が高く、 次の各号のいずれ 母子生活支援施設を適切に運営する能力を有する か に該当し、 か つ、 厚生労働 大臣

- 医師であ って精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者
- 兀 準を満たすもの 知事が 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ 0 て規則で定め る基
- 2 でない。 のための 母子生活支援施設の長は、 研修を受けなければならな 二年に一回以上、 V ) ただし、 厚生労働大臣が指定する者が行う資質の やむを得ない 理由があるときは、 この限り 向 上

(母子支援員の資格)

第 四十条 母子支援員は、 次の各号 0 V ずれ カ に該当する者でなけ れ ればなら な

- 福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 地方厚生局長又は地方厚生支局長 (以下 「地方厚生局長等」 という。 の指定する児童
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 精神保健福祉士の資格を有する者
- 五. 育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含 二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教 上児童福祉事業に従事したもの 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、 )又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、 同法第九十条第

(生活支援)

第四十一条 しつつ、 活及び稼働の状況に応じ、 生活を尊重して行わなければならない。 に関係機関との連絡調整その他の支援により、 親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、 母子生活支援施設における生活支援は、 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、 母子の自立の促進を目的とし、 母子を共に入所させる施設 助言及び指導並び Þ の母子の家庭生 かつ、  $\mathcal{O}$ 特性 その私 を生か

(自立支援計画の策定)

第四十二条 個々の母子について、 画を策定しなければならない。 母子生活支援施設の長は、 母子及びその家庭の状況等を勘案して、 前条の生活支援の目的を達成するため、 その自立を支援するため 入所して 0 計

(業務の質の評価等)

第四十三条 うとともに、 を図らなければならない。 母子生活支援施設は、 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、 自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行 常にその改善

(保育所に準ずる設備)

- 第四十四条 ときは、 保育所に関する規定 第三十七条第四号の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設ける (第四十九条第二項の規定を除く。 を準用する。
- 2 る。 保育所に準ずる設備に置くべ ただし、 一の母子生活支援施設につき一人を下ることはできない。 き保育士の数は、 乳幼児おおむね三十人につき一人以上とす

(関係機関との連携)

第四十五条 ならな 児童相談所、 人相談所その 母子生活支援施設の長は、 母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、 他の関係機関等と密接に連携して、 福祉事務所、 母子の保護及び生活支援に当たらなければ 母子自立支援員、 児 童の通学する学校、

# 第五章 保育所

(設備の基準)

四十六条 保育所 (乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。 の設備 0

基準は、次のとおりとする。

- 乳児室又はほふく室、 医務室、 調理室及び 便所を設けること。
- とすること。 乳児室の面積は、 乳児又は満二歳に満たない幼児一人当たり一 ・六五平方メ ル以上
- 三 とすること。 ほふく室の面積は、 乳児又は満二歳に満たない幼児一人当たり三・三平方 ル
- 兀 乳児室又はほ ふく室には、 保育に必要な用具を備えること。
- 五. 乳児室又はほふく室を二階以上の階に設けるときは、 規則で定める基準を満たすこと。

第四十七条 保育所 (満二歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。 の設備の基準は、 次の

とおりとする。

- 保育室又は遊戯室、 第八十三条第一号を除き、 屋外遊戯場 以下同じ。 (保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべ  $\smile$ ` 調理室及び便所を設けること き場所を含
- 外遊戯場の面積は満二歳以上の幼児一人当たり三・三平方メ 保育室又は遊戯室の面積は満二歳以上の幼児一人当たり一・ 九八平方メート 1 ル以上とすること。 ル以上、 屋
- 三 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 几 保育室又は遊戯室を二階以上の階に設けるときは、 規則で定める基準を満たすこと。

(保育所の設備の基準の特例)

第四十八条 存その他の調理機能を有する設備を備えるものとする。 該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための 育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、 法により行うことができる。 次に掲げる要件を満たす保育所 この場合において、 は、 第十六条第一 当該保育所は、 当該保育所外で調理し、 項の規定に 当該食事の提供について当 カコ カュ わらず、 搬入する方 加 当該 保

- 関し業務上必要な注意義務を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保さ 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、 いること。 その管理者が衛生面、 栄養面等に
- からの指導が受けられ 当該保育所又は 他の 施設、 る等栄養士による必要な配慮が行われること。 保健所、 市町村等の栄養士により献立等に 0 V て栄養  $\mathcal{O}$
- 三 切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とすること。 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、 衛生面、 栄養面等に関し調 理業務を適
- 兀 きること。  $\mathcal{O}$ 配慮、 幼児の年齢、 必要な栄養量の給与等幼児の食事の内容、 発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、 回数及び時機に適切に応ずることが アレ ルギ T ن ا ا

五. 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めるこ 食を通じた乳幼児の 健全な育成を図る観点か 5 乳幼児  $\mathcal{O}$ 発育及び発達の 過程に応

(職員)

第四十九条 業務の全部を委託する施設にあっ 保育所には、 保育士、 ては、 嘱託 医及び調理員を置か 調理員を置かないことができる。 なければならない。 ただし、 理

2 稚園 上 用児おおむね三十五人につき一人以上、 する認定こども園をいう。 むね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おお る。ただし、 八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」 利用する幼児 (平成十八年法律第七十七号。 (認定こども園 保育士の数は、 (学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。 満 四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上 以下 の保育所につき二人を下ることはできない。 (就学前の子どもに関する教育、 乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たな 「短時間利用児」 である保育所 以下 「就学前保育等推進法」 という。 長時間利用児おおむね三十人につき一人以上) ( 以 下 保育等の総合的 おおむね三十五人につき一人以上、 という。 「認定保育所」 以下同じ。 (認定保育所にあっ という。 おおむね二十 という。) と同様に一日に四時間程度 な提供の推進に関する法 むね二十人に 第七条第一項に規定 ては、 にあって 人につき一 つき一 V 短時間利 幼 人以 一日に 児 とす 人以 お お

(保育時間)

第五十条 保護者の労働時間その他家庭の (保育 0 内容) 保育所における保育時間は、 状況等を考慮して、 \_ 日に つき八時間を原則とし、 保育所の長がこれを定めるも 入所 してい る乳幼児の のとする。

第五十一条 ては、 厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。 保育所における保育は、 養護及び教育を一体的に行うこととし、 その 内容に 0 V

(保護者との連絡)

第五十二条 容等につい 保育所の長は、 て、 その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 入所してい る乳幼児の保護者と常に密接に連絡をとり、 保 育  $\mathcal{O}$ 

(公正な選考)

第五十三条 該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、 育等推進法第十三条第二項の規定により 就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所 読み替えられた法第二十四条第三項の規定に 公正な方法により行 わなけ は、 れ んばなら 就 学前 り 保

(利用料)

第五十四条 するサ の保育料 ピ (以下 ス 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四 (当該徴収金等を支払う者の選定により 「徴収金等」 という。 以外に、 保育所が徴収金等に係る児童に 提供されるもの を除く。 に関 ついて提供 項

者 する費用を勘案し、 か 6 利 用料 の支払 か を受ける場合に 、 つ、 当該者の家計に与える影響を考慮して定めなけ あ 0 て は、 当該 利 用 料 0 額 は、 当該 サ ればならな ピ ス 0 実施に

第六章 児童厚生施設

(設備の基準)

第五十五条 児童 厚生施 設  $\mathcal{O}$ 設 備 0 基準 は、 次  $\hat{\mathcal{O}}$ とおりとする

- 児童遊園等屋外 の児童厚生施設には、 広場、 遊具及び便所を設けること
- 児童館等屋内の児童厚生施設には、 集会室、 遊戯室、 図書室及び便所を設けること。

(職員)

第五十六条 児童厚生施設に は、 児童  $\mathcal{O}$ 遊びを指導する者を置かなけ n ば なら な

- 2 児童の遊びを指導する者は、 次 の各号の V ず れかに該当する者でなけ れ ば なら な
- 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その 他の 養成施設を卒業

した者

- 保育 士の 資格を有する者
- 三 社会福祉 士の 資格を有する者
- 兀 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、 同法第九十条第
- 二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含
- 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であっ て、

上児童福祉事業に従事したもの

育を修了した者

- 五. なる資格を有する者 学校教育法の規定による幼稚 園 小学校、 中学: 校、 高等学校 又は中等教育学校の 教諭
- 六 次の いずれかに該当する者であ 0 て、
- 設置する児童厚生施設にあっては、 知事)が適当と認めたもの 児童厚生施設 の設 置者 (地方公共団体 外 0
- 若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ

学校教育法の規定による大学において社会福祉学、

心理学、

教育学、

社会学、

芸術

- 口 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、 心理学、 教育学、 社会学、 芸術
- 若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を より 同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められ · た者
- 学若しく 学校教育法の は体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 規定による大学院にお V て社会福祉学、 心理学、 教育学、 社会学、
- = 専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 外国の大学におい て社会福祉学、 心理学、 教育学、 社会学、 芸術学若しくは体育学を

(遊びの指導を行うに当た って遵守すべき事項)

第五十七条 ŧ っ て地 域に 児童厚生施設における遊びの指導は、 お け る健全な育成のため  $\mathcal{O}$ 活動 0 助長を図るようこれを行うも 児童の自主性、 社会性及び創造性を高 のとする

(保護者との連絡)

第五十八条 児童厚生施設の長は、 必要に応じ、 児童の健康及び行動に 0 11 て、 その 保護者に

連絡しなければならな

第七章 児童養護施設

(設備の基準)

第五十九条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 以上とすること。ただし、 人当たり三・三平方メ 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人当たり四・ トル以上とすることができる。 乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、 九五平方メ その 面 積は ル
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、 男子と女子の居室を別にすること。
- 兀 きは、 便所は、 この限りでない。 男子用と女子用とを別にすること。 ただし、 少数の児童を対象とし て設 けると
- Ŧī. 児童三十 人以上を入所させる児童養護施設にあっ ては、 医務室及び 静養室を設け
- 六 入所し 11 る児 童  $\overline{\mathcal{O}}$ 年齢 適性等に応じ、 職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第六十条 談員、 業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置か かなければならない。 栄養士及び調理員のほか、 児童養護施設には、 ただし、 児童指導員、 児童四十人以下を入所させる施設にあっ 看護師 (乳児が入所してい 嘱託医、 保育士、 ないことができる。 る児童養護施設に限る。 個別対応職員、 ては栄養士を、 家庭支援専門相 を置 理

- 2 施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号の する者でなければならない。 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、 いずれ 児童養護 かに該当
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童十 心理療法担当職員を置かなければならない。 人以上に心理療法を行う児童養護施設
- 4 もの はこれに 心理療法担当職員は、 又は 相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団 と同等以上の能力を有すると認められる者でなけ 学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若し ればならな  $\mathcal{O}$ 心理療法の技術を有する
- 5 実習設備を設 けて職業指導を行う児童養護施設には、 職業指導員を置かなけ n ば なら な

V)

6 児おおむね四人につき一人以上、 童四十五 一人以上、 児童指導員及び保育士の総数は、 入以下 満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、 を入所させる施設にあっ 少年おおむね五・五人につき一人以上とする。 通じて、 ては 満二歳に満たない幼児おおむね 更に児童指導員又は保育士を一人以上加える 満三歳以上の幼 六人 ただし、 に 0 き

ものとする。

7 につき一人を下ることはできない 看護師 の数は、 乳児おおむね一 六 人につき一人以上とする。 ただし、 の児童養護施設

(児童養護施設の長の資格等)

第六十一条 あって、 する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるため ばならない 人格が高潔で識見が高く、 児童養護施設の長は、 次の各号の 児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなけ ずれ かに該当し、 か つ、 の研修を受け 厚生労働大臣 た者で が 指定

- 医師であ って精 神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者
- 兀 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ 0 て規則で定める

当を混たっせの

2

めの 児童養護施設の長は、 研修を受けなければならない。 二年に一回以上、 ただし、 厚生労働大臣が指定する者が行う資質の やむを得ない理由があるときは、 この 限り 向 上 でな 0 た

(児童指導員の資格)

第六十二条 児童指導員は、 次の各号の 11 ずれ かに該当する者でなけ れば なら な

- した者 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 兀 修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、 心理学、 教育学若しくは社会学を専
- 五. 科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、 同法第百二条第二項の規定により大学院 心理学、 教育学又は社会学に関する

への入学を認められた者

- 六 専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 学校教育法の規定による大学院に おいて社会福祉学、 心 理学、 教育学若しくは社会学を
- 七 れらに相当する課程を修めて卒業した者 外国 の大学において社会福祉学、 心理学、 教育学若しくは社会学を専修する学科又は
- 二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教 む。 育を修了した者 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であ (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含 同法第九 0 て、

上児童福祉事業に従事したもの

九 を有する者であって知事が適当と認めたもの 学校教育法の規定による小学校、 中学校、 高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格

三年以上児童福祉事業に従事した者であって知事が適当と認めたもの

(養護)

第六十三条 ない。 り、児童の心身の健やかな成長及びその自立を支援することを目的として行わなければなら に、生活指導、 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるととも 学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することによ

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

- 第六十四条 生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、 むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。 児童養護施設における生活指導は、 児童の自主性を尊重しつつ、 かつ、 将来自立した生活を営 児童が基本的 な
- 2 きるよう、 児童養護施設における学習指導は、 適切な相談、 助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。 児童がその適性、 能力等に応じた学習を行うことが で
- 3 がその適性、 の提供並びに必要に応じて行う実習及び講習その他の支援により行わなければならない 児童養護施設における職業指導は、 能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、 勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、 適切な相談、 助言及び情報 児
- 4 が図られるよう行わなければならない。 児童養護施設における家庭環境の調整は、 児童の家庭の状況に応じ、 親子関係の再構築等

(自立支援計画の策定)

第六十五条 個々の児童に 画を策定しなければならない。 児童養護施設の長は、 について、 児童及びその家庭の状況等を勘案して、 第六十三条の養護の目的を達成するため、 その自立を支援するための 入所してい 計 る

(業務の質の評価等)

第六十六条 らなければならない。 ともに、 定期的に外部の者による評価を受けて、 児童養護施設は、 自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うと それらの結果を公表し、 常にその改善を図

(児童と起居を共にする職員)

第六十七条 を共にさせなければならない。 児童養護施設の長は、 児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居

(関係機関との連携)

家庭支援センター、 の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならな 児童養護施設の長は、 児童委員、 公共職業安定所その他の関係機関等と密接に連携して、 児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童

# 第八章 福祉型障害児入所施設

## (設備の基準)

# 第六十九条 福祉型障害児入所施設 の設備の基準は、 次のとおりとする。

- とができる。 下 は医務室を、 人未満を入所させる施設であっ 児童 「盲ろうあ児」という。 の居室、 児童三十 調理室、 人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児(以 浴室、 )を入所させるものにあっては医務室及び静養室を設けないこ て主として知的障害のある児童を入所させるものにあ 便所、 医務室及び静養室を設けること。 ただ 児童三十 0 7
- な設備を設けること。 主として知的障害の ある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、 職業指導に必要
- 三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、 次に掲げる 設備を設けること。
- 1 遊戯室、 訓練室、 職業指導に必要な設備及び音楽に関する設

口

浴室及び便所の手すり、

特殊表示その

他の身体の

機能の不自由を助

ける設置

- 兀 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、 遊戯室、 訓練室、 職業指導
- に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- 五. 備を設けること。 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に は、 次に掲げる設
- イ 訓練室及び屋外訓練場
- 口 浴室及び便所 の手すりその 他の身体  $\mathcal{O}$ 機能の 不自由を助け る設備
- 六 入所させる福祉型障害児入所施設においては、 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主とし 階段の 傾斜を緩やかにすること。 て肢体不自由のある児童を
- 七 以上とすること。 人当たり三・三平方メ 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、 ただし、 ル以上とすることができる。 乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、 その面積は一人当たり四・九五平方メ その面積 積は
- 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 九 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

### (職員)

- 第七十条 という。 士を、 所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをい は、 嘱託医、 を置かなければならない。ただし、 調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 主として知的障害のある児童 を除く。 児童指導員、 次項及び第三項において同じ。 保育士、 栄養士、 (自閉症を主たる症状とする児童 児童四十人以下を入所させる施設にあっ 調理員及び児童発達支援管理責任者 を入所させる福祉型障害児入所施設に (以 下 「自閉・ · う。 (障害児通 て 以下同 は栄養 症児
- 小児科の 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の 診療に関して相当の経験を有する者でなけ ればならな 嘱託医は、 精神科又は

2

- 3  $\mathcal{O}$ 人以下を入所させる施設にあっては、 総数は 主として 知的 通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。 障 害の ある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の 更に児童指導員又は保育士を一人以上加えるものとす 児童指導員及び保育士 ただし、 児童三十
- 4 あっては栄養士を、 に医師及び看護師を置かなけ 主として自 閉症児を入所させる福祉 調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことが れ ばならない。 型障害児入所施設には、 ただし、 児童四十人以下を入所させる施設に 第一 項本文に規定する者並 でき
- 5 を準用する。 主として自 閉 症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医につい ては、 第二項の 定
- 6 ては、 主として自閉症児を入所させる福 第三項の 規定を準用する 祉 型障害児入所施設 の児童指導員及び保育士 0) 総 数に 0
- 7 の診療に関して相当の経験を有する者でなけ 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設 ればならない  $\mathcal{O}$ 医 師 は、 児童を対象とする精神
- 8 人につき一人以上とする。 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師  $\mathcal{O}$ 数 は、 児童お お to ね二十
- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に つい 7 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規定を準
- 10 の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 0 嘱託医は、 眼科又 は 耳 鼻咽
- 11 は、 一人以上加えるものとする。 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 通じて、 児童三十五人以下を入所させる施設にあっては、 乳幼児おおむね四人に つき一 人以上、 少年おお  $\mathcal{O}$ むね五人につき一人以上とす 児童指導員 更に児童指導員又は保育士を 及 び 育 士  $\mathcal{O}$
- 12 あっ 定する者及び看護師を置かなければならない。 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に ては栄養士を、 調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができ ただし、 児童四十人以下を入所させる施設に は、 第一 項本文に
- 13 士 の総数は、 て肢体不自由 通じておお 0 むね児童の数を三・五で除して得た数以上とする ある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童 指導 員及 び
- 14 施設には心理指導担当職員を、 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う福祉型障害児入所 ならな 職業指導を行う福祉型障害児 入所施設には職業指導員を置 カュ
- 15 は これに相当する課程を修めて卒業した者であ 心理指導担当職員は、 学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若し 0 て個 人及び集団  $\mathcal{O}$ 心理療法の技術を有する

Ł  $\mathcal{O}$ 又は これ と同等以上の 能 力を有すると認めら れる者でなけ れ ば なら な

(生活指導及び学習指導)

- 第七十一条 型障害児入所施設を退所した後できる限り社会に適応することが ればなら ない 福祉型障害児入所施設に お ける生活指導 は、 児 童が 日 できるようこれを行わな 常 0 起 居  $\mathcal{O}$ 間 に、 当該福祉 け
- 2 る。 福祉 型障害児入所施設における学習指導につ V ては、 第六十四条第二項 の規定を準用 す

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

- 第七十二条 る限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない 福祉型障害児入所施設における職業指導は、 児童  $\overline{\mathcal{O}}$ )適性に応 児 童が 将来でき
- 2 四条第三項の 前項に規定するもの 規定を準用する。 0) ほか、 福祉型障害児入所施設における職業指導につい ては、 第六十

(入所支援計画の作成)

第七十三条 ずることにより、 支援を提供するとともに、 の障害の特性その 福祉型障害児入所施設の長は、 他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児 児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなけ その効果について継続的な評価を実施することその他 児童の保護者及び児童 一の意向、 児童  $\mathcal{O}$ 適性 ればなら の措置を 入所 児童

(児童と起居を共にする職員)

第七十四条 (保護者等との連絡) 福祉型障害児入所施設 における児童と起居を共にする職員に (主として盲ろうあ児を入所させる福祉 0 V ては、 第六十七条の規定を準用する。 型障害児 入所 施設

第七十五条 ともに、 と密接に連絡をとり、 を求めなけ 児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り 福祉型障害児入所施設 ればなら ない 児童の生活指導、 の長は、 学習指導及び職業指導について、 児童の保護者に児 扱った児童福祉司又は児童委員 童  $\mathcal{O}$ 性質及び これらの者の協力 能力を説明すると

(心理学的診査及び精神医学的診査)

第七十六条 ばならない。 所してい る児童を適切に保護するため、 主として知的障害の ただし、 児童の福祉に有害な実験にわたってはならない ある児童を入所させる福祉 随時 心理学的診査及び精神医学的診査を行 型障害児 入所施設に お 11 わ て なけ は、 入 n

(入所した児童に対する健康診断)

- 第七十七条 に診断 一項に規定する入所時の健康診断に当たり、 治療可能な者についてはできる限り治療しなけれ 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にお 特に盲ろうあ  $\mathcal{O}$ ばならない 原因及び機能障害の い ては、 第十 状況を精密
- 主とし て肢体不自由  $\mathcal{O}$ ある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に お V て は、 第十七

2

及びその状況を精密に診断 項に規定する入所時の健康診断に当たり、 入所を継続するか否かを考慮しなければならな 整形外科的診断により肢体  $\mathcal{O}$ )機能障 害 0 因

第九章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第七十八条 医療型障害児入所施設 の設備の基準は、 次のとおりとする。

- び浴室を設けること。 医療型障害児入所施設には、 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、 訓練室及
- 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、 静養室を設けること。
- こと。 ギブス室、 できる。 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、 ただし、 特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設ける 他に適当な設備がある場合は、 義肢装具を製作する設備を設けないことが 屋外訓練場、
- 兀 備を設けること。 傾斜を緩やかにするほ 主として肢体不自由 か のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にお 浴室及び便所の手すりその 他の身体 :の機能 0 不自由を助ける設 11 ては、 階段 0

第七十九条 院として必要な職員のほか、 ばならない。 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、 児童指導員、 保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなけ 医療法に規定する病 n

- 2 通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士 0 総数 は
- 3 る者及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない 主として肢体不自由 0 ある児童を入所させる医療型障害児入所施設に は、 第一 項に規定す
- 4 の機能の 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師 不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない は、 肢 体
- 5 士の総数は、 以上とする。 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育 通じて、 乳幼児おおむね十人につき一人以上、 少年おおむね二十人につき一人
- 6 び心理指導を担当する職員を置かなけ 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設に ればならない は、 第三項に規定する者及
- 7 の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、 はリハビリテー 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、 医療法施行令 査及び精神医学的診査 ション科の診療に関して相当の経験を有する医師でなければならない (昭和二十三年政令第三百二十六号) 第三条の二第一項第一号 小児科、 外科、 整形外科又 内科、 ハ及びニ(2) 精神

(心理学的診

第 八 十条 主と L て自閉 症児を入所させる医療型障害児入所施設に おける心 理学的診査及び 精

神医学的診査については、第七十六条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十一条 害の 第十七条第一項に規定する入所時 (児童と起居を共にする職員等) 原因及びその状況を精密に診断し、 主とし て肢体不自由の ある児童を入所させる医療型障害児入所施設 の健康診断に当たり、 入所を継続するか否かを考慮しなければならない 整形外科的診断 に より肢体 に お  $\mathcal{O}$ い 機能障 T は

第八十二条 指導並びに医療型障害児入所施設 この項に 第七十二条及び第七十五条の規定を準用する。 おい 医療型障害児入所施設 て同じ。 における児童と起居を共にする職員、 の長の保護者等との (主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。 連絡については、 生活指導、 第六十七条、 学習指導及び職業 第七十 以 下

2 医療型障害児入所施設の長 0 計画 0 作成に · つ 11 ては、 第七十三条の規定を準用する。

第十章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十三条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、 次のとおりとする

センタ 務室、 (福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。 相談室、 型児童発達支援センター を除 調理室、 以下この号において同じ。 便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けるこ (主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援  $\smile$ には、 指導訓練室、 遊戯室、 屋外遊戲場 医

て同じ。) 及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。 福祉 四七平方メートル以上とすること。 型児 童発達支援セン の指導訓練室の タ 一室の定員はおおむね十人とし、 (主として難聴児を通わ せ る福 その面積は児童一人当た 祉 型児童発達支援セ 次号に ン お n

三 以上とすること。 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の 面積は、 児童一人当たり一 六五平方メ ル

兀 けること。 主として知的障害の ある児童を通わせる福祉型児童発達支援センタ は、 静養室を設

五. 主として難聴児を通わ せる福祉 型児童発達支援セ ン タ に は、 聴力 検査室を設 け るこ

六 理室、 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センタ 所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。 () に は、 指導 訓 練室、 調

(職員)

第八十四条 ンタ 一及 び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センタ 福祉型児童発達支援セン タ (主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援セ を除 次項に

ばならない。 お を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 責任者の (日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。 1 て 同 ľ, ほ か、 ただし、 には、 日常生活を営むために必要な機能訓練を行う施設には、 児童四十人以下を通わせる施設にあっ 嘱託医、 児童指導員、 保育士、 栄養士、 ては栄養士を、 調理員及び児童発達支援管 以下同 ľ 機能訓練担当職 調理業務の全部 を置か なけ れ 員

- 2 て 福祉 おおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。 型児童発達支援センター の児童指導員、 保育士及び機能訓練担当職員の総数は、 通じ
- 3 又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない て知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援セ ン タ  $\mathcal{O}$ 嘱託医は、 精 神 科
- 4 語聴覚士を置 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、 調理業務の全部を委託する施設にあ かなければならない。 ただ、 0 ては調理員を置かな 児童四十人以下 を通わせる施設にあっ 第一項に規定する者及び いことができる。 て は栄養
- 5 診療に 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター 関して相当の経験を有する者でなければならない。  $\mathcal{O}$ 嘱託医は、 眼科又は耳鼻咽 喉 科
- 6 士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除し る。ただし、 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、 言語聴覚士の数は、 四人以上でなければならない。 て得た数以上とす 保育士、 言 語 聴覚
- 7 栄養士を、 者及び看護師を置かなければならない。 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センタ 調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 ただし、 児童四十人以下を通わせる施設にあっ には、 第一 項に規定する ては
- 8 を診療科名とする診療科、 て相当の経験を有する者でなければならない。 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター 医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ②の規定により神経と組み合わせた名称 小児科、 外科、 整形外科又はリハビリテーション科の診療に関し の嘱託医は、 内科、 精神
- 9 る。 看護師及び機能訓練担当職員の数は、 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター ただし、 機能訓練担当職員の数は、 通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とす 一人以上でなければならない 0 児童指導員、 保育士、

(生活指導及び計画の作成)

第八十五条 の長の計  $\mathcal{O}$ 作 成に 型児童発達支援センターに 0 11 ては、 第七十一 条第一 お ける生活指導及び福祉 項及び第七十三条の 規定を準用する。 型児童発達支援セ

(保護者等との連絡)

第八十六条 児童の生活指導について、 福祉型児童発達支援センター 必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司 これらの -の長は、 者の協力を求めなけ 児童の保 護者に児 ればならない 又は児童委員と密接に連絡をと 童の性質及び能力を説明

(入所した児童に対する健康診断)

第 八十七条 項に規定する入所時 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援セ 0 健康診断に当たり、 特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診 ン タ に お い て は、 第十七条第

断し、 治療可能な者についてはできる限り治療しなければならない

(心理学的診査及び精神医学的診査)

第八十八条 主として知的障害の ある児童を通わ せる福 祉 型児 童発達支援セン タ におけ る心

理学的診査及び精神医学的診査については、 第七十六条の規定を準用する

第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十九条 医療型児童発達支援センターの 設備の基準は、 次 のとおりとす

医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、 指導訓練室、 屋外訓練場、 相談室及

び調理室を設けること。

階段の傾斜を緩やかにするほ か、 浴室及び便所の手すり その 他の 身体の 機能 0 不 自 由 を

助ける設備を設けること。

(職員)

第九十条 医療型児童発達支援センター には、 医療法に規定する診療所として必要な職員 0 ほ

か、児童指導員、 保育士、 看護師、 理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任

を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第九十一条 医療型児童発達支援センタ においては、 第十 七条第一項に規定する入所時  $\mathcal{O}$ 健

康診断に当たり、 整形外科的診断により肢体の 機能障害の原因及びその状況を精密に診

し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第九十二条 医療型児童発達支援センター における生活指導及び入所支援計画  $\overline{\mathcal{O}}$ 作 成並びに医

療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については、 第七十一条第一項、 第七十

三条及び第八十六条の規定を準用する。

第十二章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第九十三条 情緒障害児短期治療施設 の設備の 基準は、 次のとおりとする。

児童の 居室、 医務室、 静養室、 遊戯室、 観察室、 心 理検査室、 相談室、 工作室、 調 理

一、浴室及び便所を設けること。

児童の居室の一室の定員は四人以下とし、 その面積は 人当たり四 九五平方メ ル

以上とすること。

三 男子と女子の居室を別にすること。

便所は、 男子用と女子用とを別にすること。 ただし、 少 数の児童を対象として設けると

きは、この限りでない。

兀

- 第九十四条 ただし、 看護師、 調理業務の全部を委託する施設にあっ 個別対応職員、 情緒障害児短期治療施設には、 家庭支援専門相談員、 医師、 ては、 栄養士及び調理員を置か 心理療法担当職員、 調理員を置かないことができる。 児童指導員、 なければならない 保育士
- 医師は、 精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 関する一年以 る科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院へ はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で心理学に関す の入学を認められた者であって、 心理療法担当職員は、 上の経験を有するものでなければならない。 学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しく 個人及び集団の心理療法の技術を有し、 かつ、心理療法に
- 4 児短期治療施設にお れかに該当する者でなければならない。 家庭支援専門相談員は、 いて児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号の 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、 情緒 障害 ず
- 5 心理療法担当職員の数は、 おおむね児童十人につき一人以上とする。
- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第九十五条 営する能力を有するものでなければならない。 の研修を受けた者であっ 大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるため 情緒障害児短期治療施設の長は、 て、 人格が高潔で識見が高く、 次の各号の 情緒障害児短期治療施設を適切に運 いず れかに該当し、 か つ、 厚生労働

- 医師であ って精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者
- 兀 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって規則で定める基

準を満たすもの

2 0 の向上のため 限りでない 情緒障害児短期治療施設の長は、 の研修を受けなければならない。 二年に一回以上、 ただし、 厚生労働大臣が指定する者が行う資質 やむを得ない理由があるときは、

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

- 第九十六条 とができるようにすることを目的として行わなければならない。 力の回復を図り、 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、 児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後健全な社会生活を営むこ 児童の社会的適応能
- 2 を説明するとともに、 ń 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、 ばならな 児童の家庭の状況に応じ、 親子関係の再構築等が図られるよう行わな 児童の保護者に児童の状態及び能力

(自立支援計画の策定)

第九十七条 の自立を支援するため 成するため、 情緒障害児短期治療施設 入所してい 0) · る個 計画を策定しなければならない 々 の児童につ の長は、 11 前条第一 て、 児童及びその家庭の状況等を勘案し 項  $\mathcal{O}$ 心 理療法及び生活指導 0 目的を達 て、 そ

(業務の質の評価等)

第九十八条 にその改善を図らなければならない。 の評価を行うとともに、 情緒障害児短期治療施設は、 定期的に外部 の者に 自らその行う法第四十三条の二に規定する業務 よる評価を受けて、 それらの結果を公表 0 常 質

(児童と起居を共にする職員)

第九十九条 七条の規定を準用する 情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員につい ては、 第六十

(関係機関との連携)

第百条 接に連携して、 じ児童家庭支援センタ 情緒障害児短期治療施設 児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなけ 児童委員、 0 長は、 保健所、 児童の 市町村保健センタ 通学する学校 ればならな 及び児童相談 -その他 11 断並び 0 関係機関等と密 に必要に応

第十三章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第百一条 行わない場合にあっ 特別支援学校の設備 児童自立支援施設における学科指導に関する設備に ては、 の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。 この限りでない。 つい ては、 ただし、 小学校、 中学校又は 学科指導を

2 定を準用する。 前項に規定する設備以外の設備に ただし、 男子と女子の居室は ついては、 これを別にしなければならない。 第五十九条 (第二号ただ し書を除

(職員)

第百二条 する医師又は嘱託医、 生活支援を行う者をいう。 立支援を行う者をいう。 全部を委託する施設に ればならない。 児童自立支援施設には、 ただ あっ 個別対応職員、 以下同じ。 児童四十 ては調理員を置かないことができる。 以下同じ。 児童自立支援専門員 人以下を入所させる施設にあっ 家庭支援専門相談員、 児童生活支援員 嘱託医及び精神科の診療に関して相当の経験を有 (児童自立支援施設に (児童自立支援施設にお 栄養士並びに調理員を置か ては栄養士を、 お V 1 て児 調理業務 て児童の 童 な  $\mathcal{O}$ 白

- 2 支援施設にお 該当する者でなければならない。 家庭支援専門相談員は、 て児童の 指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号の 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、 VI 児童自· ず れ か に
- 3 には、 心理療法を行う必要があると認めら 心理療法担当職員を置かなければならない れる児童十 以 上に 心 理療法を行う児童自立支援施設

4

心理療法担当職員は

学校教育法

の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若し

する一 科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院 はこ 入学を認められた者であっ れ 年 に相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で心理学に関 以上 の経験を有するものでなければ て、 個人及び集団の心理療法の技術を有し、 なら な かつ、 心理療法に関 する  $\mathcal{O}$ 

- 5 ない。 実習設備を設けて職業指導を行う児童自立支援施設には、 職業指導員を置かなけ れ ば な 6
- 6 人以上とする。 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、 通じておおむね児童四 • 五人に つき一

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百三条 立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない ための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、 則 以下 (平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所 「養成所」という。 児童自立支援施設の長は、 が行う児童自立支援施設の運営に関 次の各号の いずれ かに該当し、 人格が高潔で識見が高 かつ、 必要な知識を習得させ 厚生労働省

- 一 医師であって精神保健に関して学識経験を有する者
- 一 社会福祉士の資格を有する者
- 三 あっては、三年以上) 自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者に 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に五年以上 従事した者 (養成所が行う児童
- 兀 準を満たすもの 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ 0 て規則で定 める
- 2 でない。 のための研修を受けなければならない。 児童自立支援施設 の長は、 二年に一回以上、 ただし、 厚生労働大臣が指定する者が行う資質 やむを得ない 理由があるときは、 この限り  $\mathcal{O}$ 向 Ŀ

(児童自立支援専門員の資格)

第百四条 児童自立支援専門員は、 次の各号の 11 ずれかに該当する者でなけ ればならな

- 一 医師であって精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の 養成施設を卒業
- 兀 修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学 修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者で の学部で社会福祉学、 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、 0 て 年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以 心理学、 教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で 心理学、 教育学若しくは社会学を専

上 であ るも

五 立 専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修め 支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるも 学校教育法の 規定による大学院に お 11 て社会福祉学、 て卒業した者であっ 心 理学、 教育学若しく て、 年 以上児童自 は社会学を

六 もの又は規則で定める期間 れらに相当する課程 外国 0 大学におい て社会福祉学、 を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事した の合計が二年以上であるもの 心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科 又 は

七 二項の 育を修了した者 上児童自立支援事業に従事したも 学校教育法の 規定により大学へ 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であっ 規定に (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了 よる高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、 の入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教  $\mathcal{O}$ 又は規則で定め る期 間 0 合計 が五年以 上であ 同法第九 て、 した者を含 る

その職務に従事したも を有する者であって、 学校教育法の 規定による小学校、  $\mathcal{O}$ 一年以上児童自立支援事業に従事 中学校、 高等学校又は中等教育学校の したもの 又は二年以上教員とし 教諭 とな る資格 7

(児童生活支援員の資格)

第百五条 児童生活支援員は、 次 0 各号の 11 ず ħ かに該当する者でなけ れ ばならな

- 保育士の資格を有する者
- 社会福祉士の資格を有する者
- 三年以上児童自立支援事業に従事 た者

(生活指導、 職業指導、 学科指導及び家庭環境の 調 整)

第百六条 じて自立 的として行わなければならない。 した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、 児童がその適性及び能力に応

- 2 準用する。 児童自立支援施設における学科指導に ただし、 学科指導を行わない 場合にあ 0 V 7 は、 っては、 学校教育法の規定による学習指導要領を この限りでな
- 3 児童自立支援施設における生活指導、 (第二項を除 規定を準用する。 職業指導及び家庭環境の調整につい ては、 第六十四

(自立支援計画の 策定 条

0

第百七条 支援するため 入所して 児童自立支援施設 いる個 の計画を策定しなけ Þ  $\mathcal{O}$ 児童につ の長は、 V) れ ば て、 前条第一項の生活指導及び職業指導 ならない 児童及びその家庭の 状況等を勘案して、  $\mathcal{O}$ 目的を達成するた その É 立. を

(業務 の質の評価等

第百八条 とともに、 児童自立支援施設 定期的に外部 の者による評価を受けて、 は、 自らその行う法第四 それら 十四条に規定する業務の の結果を公表 質の 常にその 評価を行 改善を

図らなけ ń ば なら な

(児童と起居を共にする職員)

第百九条 児童自立支援施設の長は、 児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくと

も一人を児童と起居を共にさせなければならない

(関係機関との連携

第百十条 児童自立支援施設の長は、 児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児

童家庭支援センター、 児童委員、 公共職業安定所その他の関係機関等と密接に連携して、 児

童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的診査及び精神医学的診査等)

第百十一条 児童自立支援施設においては、 入所してい る児童の自立支援のため、 随時心理学

的診査及び精神医学的診査並びに教育評価 (学科指導を行う場合に限る。 を行わなければ

ならない。

第十四章 児童家庭支援センタ

(設備の基準)

第百十二条 児童家庭支援センタ には、 相談室を設けなければならない

(職員)

第百十三条

児童家庭支援センタ

には、

法第四十四条の二第一項に規定する業務(次条にお

いて「支援」という。 を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、 法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなけ ればならない

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第百十四条 児童家庭支援センターにおいて支援を行うに当たっては、 児童、 保護者等の意向

の把握に努めるとともに、 懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、 福祉事務所、 児童福祉施設、 民生委員、 児

童委員、 母子自立支援員、母子福祉団体、 公共職業安定所、婦人相談員、保健所、 市町村保

健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支

援を迅速かつ的確に行うことができるよう、 円滑にこれを行わなけ ればならない

その附置されている施設と緊密に連携するとともに、

その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

3

児童家庭支援センターにおいては、

第十五章

(規則への委任

第百十五条 この条例 の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

則

(施行期日)

第一条 この条例は、 平成二十五年四月一 日から施行する。

(高等学校及び大学の意味)

第二条 学校教育法の規定による高等学校は、 よる中等学校を含むものとする。 第 四十条第五号、 第五十六条第二項第四号、 旧中等学校令 第六十二条第八号及び第百四条第七号の (昭和十八年勅令第三十六号) の規定に

2 る。 号の大学は、 六十二条第四号、 第二十九条第四項、 旧 上大学令 第七十条第十五項、 第三十八条第三項、 (大正七年勅令第三百八十八号) 第九十四条第三項、 第五十六条第二項第六号イ、 の規定による大学を含むものとす 第百二条第四項及び第百 第六十条第四 四条第四 項、

### (経過措置)

第三条 他の 設設備の 舎の 設を構成するよう保育所を新たに設置し、 二項に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園 ことができる。 表 の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。 「特例幼保連携保育所」 の下欄に掲げる面積以上であるときは、 面積 施設設備の面積を除く。 認定こども園 面積及 (乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、 び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、 の認定の要件を定める条例 という。  $\overline{\phantom{a}}$ が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、 の保育室又は遊戯室に 当分の間、 又は 移転させる場合に (平成十八年栃木県条例第五十号) 第四十七条第二号の規定を適用しな ついては、 おける当該保育所 当該幼保連携施 ほふく室その と幼保連携施 それぞれ 遊戯室その (その運営 第三条第 他 以  $\mathcal{O}$ 施 同 溒

	→ 	学	
学級以	学級	級	
上		数	
メートルを加えた面積百平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方	百八十平方メートル	面積	

携施設 用 れぞれ同 の規定に 特例 な 1  $\mathcal{O}$ 幼保連携保育所の より 屋外遊戯場及び ことができる 表の下欄に掲げ 算定した面積とを合算した面積以上であるときは、 る面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第四十七条第二号 運動場の面積が、 屋外遊戯場につい 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、 て は、 当該特例幼保連携保育所が構成する幼保 当分の間、 同号の規定を適 そ

2

メートルを加えた面積	1 7.7		吸人で   三十平方メートルに学級数から一を	学級数面
	減じた数を乗じて得た面積に四百平方		減じた数を乗じて得た面積に三百三十平	種

3

満三歳以上

 $\mathcal{O}$ 

幼児に

つき第四十

九条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難で

適用に 慮して知 る幼保連携施設の あ る 0 例 事が適当であると承認したものは、 V 幼 ては、 保 であ 連携保育所に対する同項 0 当分の 職員 て、 保育士となる資格の取得に努めており、 (当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者 間、 幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成す  $\hat{O}$ 規定 保育士とみなす。 (満三歳以上の 幼児 その意欲、 に 関する部分に 適性、 限 能力等を考 であ。 っ。  $\mathcal{O}$ 

- 4 前項の規定による知事の承認の有効期間 は、 その承認をした日 から三年とする
- 5 間にわた 六年とすることができる。 前項の規定にかかわらず、 り保育士を確保することが困難であると知事が認めた場合に限り、 第三項 の規定に よる知事の承認につい ては、 当分の その有 効期間 相 当期
- 6 おい たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所 園を新たに設置し、 正な運営が確保されていると認められるものに限る。 を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。 前各項の規定は、 て、 第三項中 「当該特例幼保連携保育所の」 又は移転させる場合における当該保育所に 認定こども園 の認定の要件を定める条例第三条第二項に定め とあるの と幼保連携施設 は、 (その運営の実績その うい 「当該保育所と幼保連携施設 て準用する。 を構成す この る要件 るよう幼稚 他により 場合に 谪
- 第四条 十年厚生省令第十五号)第一条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準 「旧基準」という。 第百三条第一項各号、 平成十年四月一日において現に児童福祉施設最低基準等の )第八十一条各号、 第百四条各号又は第百五条各号に該当する者とみなす。 第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する 一部を改正する省令 (次項に おい 伞 成
- 2 みなす。 従事した期間 平成十年四月一 は、 日前に旧基準第八十一条から第八十三条までに規定する児童の教護事業に 第百三条から第百五条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間

第五条 二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、 看護師を、一人に限って、 平成十年四月九 日 において現に乳児六人以上を入所させる保育所に係る第四十九条第 保育士とみなすことができる。 当該保育所に勤務する保健師 又は

第六条 るの 設又は児童自立支援施設の建物 ること」とあるのは 条第一号中 ては、 (第百一条第二項に )に係る第二十七条第一号、 平成二十三年六月十七日において現に存する乳児院、 「居室」とする。 第二十七条第一号中 「室及び相談室」 浴室を設け 調理場、 おい な いことができる」と、 とあるの て準用する場合を含む。 「ほふく室、 (建築中のものを含み、 浴室及び便所を設けること。 第二十八条第一号、 は「室」と、第三十七条第一号中 相談室」 第五十九条第一号中 とあるのは 以下この条におい 第三十七条第一号及び第五十九条第 同日後に全面的に改築されたも 母子生活支援施設、 ただし、 「ほふく室」 「居室、 て同じ。 付近に公衆浴場等が 「及び相談室を設け と 相談 児童養護 第二十八  $\mathcal{O}$ 0)

第七条 成二十三年六月 十 七 日 に おい て現に存する乳児院、 母子生活支援施設、 児童養護施

٢, の条に たり三・三平方メー 設 すること」とする。 上とすること。 しくは第三号又は第五十九条第二号 築されたもの <u>-</u> 「母子室は、 又 同条三号中 は 児 四七平方 第五十九条第二号中「四人」とあるのは 童自立支援施設 て これに調理設備、 同 を除く。 ただし、 メ 「三十平方メ トル」とあるの 0 ル以上とすることができる」とあるの 乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、 規定の適用につい に係る第二十七条第二号、 0 建 物 ートル」とあるのは「おおむね一人当たり三・三平方 浴室及び便所を設けることとし」とあるのは (建築中 は (第百一条第二項におい  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ ては、 ŧ ・六五平方メー Ŏ を含み、 第二十七条第二号及び第二十八条第二号 「十五人」と、 第二十八条第二号、 同 日 ŀ は て準用する場合を含 後に増築さ ル 「三・三平方メ 「四・九五平方 と、 第三十 第三十七条第二号若 れ その面 又は全面 七条第二号 「母子室は トル 積は メ む。 以上と メ 以下こ 一人当 的 ル に 中 以 改

第八条 当該乳児院等における家庭支援専門員となることができる。 九条第二項、 下 平成二十三年六月十七 「乳児院等」 第六十条第二項、 とい う。 日におい 第九十四条第四項又は第百二条第二項の規定にか に置かれてい て現に乳児院、 る家庭支援専門 児童養護施設 |相談 員に相当する者 又は 児 童 自 か は、 立支援施設 わ らず、

第九条 みなす。 である者については、 五条第一 平成二十三年九月一日に 項の規定にかかわらず、 第三十一条第一項、 おいて現に乳児院、 これらの規定による当該施設の長となる資格を有する者と 第三十九条第一項、 母子生活支援施設又は児童養護施 第六十一条第一項又は第九 設  $\mathcal{O}$ 長

第十条 定する. する。 るの 除 規定による改正後の児童福祉法 第五条の規定による改正前の児童福祉法 を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの ŧ 四項の規定に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置して おいて現 できる」 の関係法律の整備に関する法律  $\tilde{\mathcal{O}}$ 室 は とみなされたも 平成二十 知的障害児施設であって、 十五 定員は六人以下とし、 に存するも とあるの に係る第六十九条第七号の規定の適用に 四年四 は「三・三平方メ  $\bar{\mathcal{O}}$ のである場合にあ 月 「四・九五平方メ (同日後に増築され、 \_ 日 に その面積は お (以 下 (平成二十二年法律第七十一号。 整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条 11 て現に存する障 0 トル以上 「新児童福祉法」 て ( 以 下 は、 一人当たり三・ 又は改築される等建物の 間にお ル <u>-</u> 以上とすること。 (当該知的 「旧児童福祉法」という。)第四十二条に規 つい ٧١ が 四七平方メ ては、 て障害者等の 11 という。 者 三平方 障害児施設が平成十年四 制度改革推進 当分 )第三十五条第三項又は 以下 の間、 メ ただし、 地域生活を支援す ル 以上 構造を変更したも 「整備法」 同号中 本部等に 乳幼児 以上とすることが とすること」と 「四人 0 お 4 け 月一日に るため る検討  $\mathcal{O}$ とあ 0

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 十

認定こども園

 $\mathcal{O}$ 

認定

 $\mathcal{O}$ 

要件を定める条例

 $\mathcal{O}$ 

\_

部を次

 $\mathcal{O}$ 

ように改正する

号)第3条第8号に掲げる」 や 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 | | 子成 2 | 手栃木県条例第 2 | 子)第 4 | 条第 5 | 号及び第 4 | 条第 4 | 号の 」 」 」 と と る 。 。 京表の3の項⊕中 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 昭和 2年厚生省令第 63 (こども政策課)